

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による号給に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年2月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第 6 号

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による号給に関する規則を廃止する規則

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による号給に関する規則(平成18年寒川町規則第31号)は、廃止する。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。